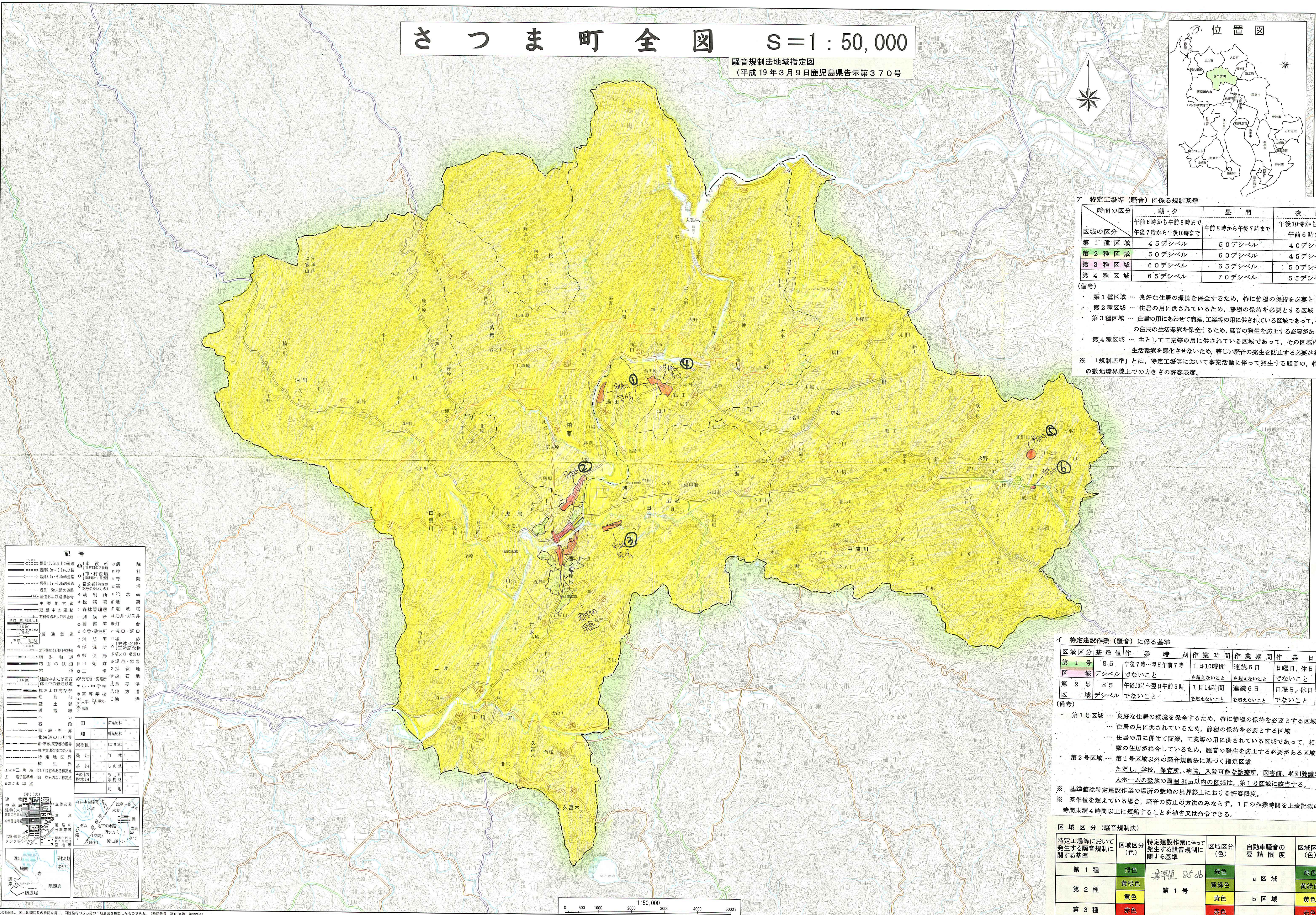
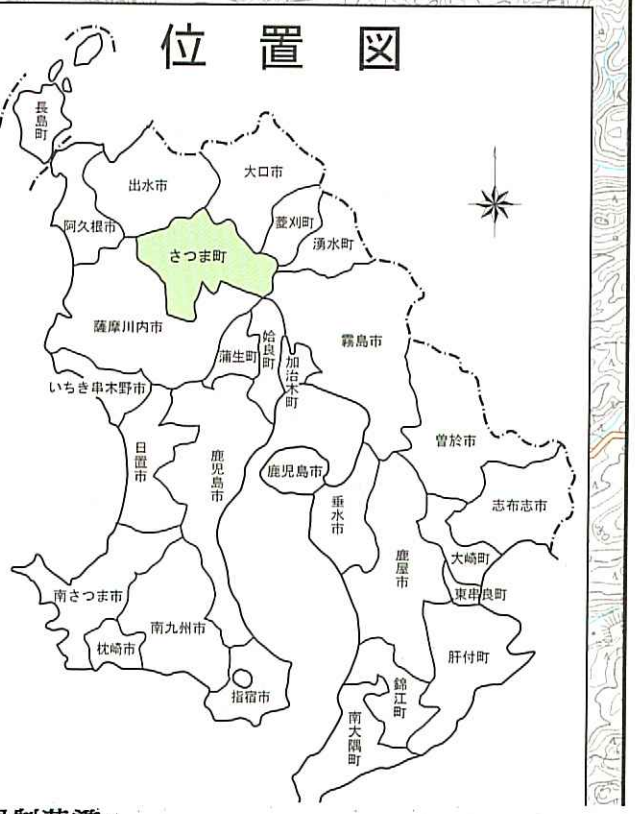


さつ ま 町 全 図 S=1:50,000

騒音規制法地域指定図
(平成19年3月9日鹿児島県告示第370号)



ア 特定工場等(騒音)に係る規制基準

時間の区分	騒音規制法		
	朝・夕	昼 間	夜 間
区域の区分	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午前8時から午後7時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	55デシベル

(備考)
 ・ 第1種区域… 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 ・ 第2種区域… 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 ・ 第3種区域… 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 ・ 第4種区域… 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
 ※ 「規制基準」とは、特定工場等において事業活動に伴って発生する騒音の、特定工場等の敷地境界線上での大きさの許容限度。

記号

○	第一種郵便局	○	神社
○	第二種郵便局	○	社
○	第三種郵便局	○	社
○	第四種郵便局	○	社
○	第五種郵便局	○	社
○	第六種郵便局	○	社
○	第七種郵便局	○	社
○	第八種郵便局	○	社
○	第九種郵便局	○	社
○	第十種郵便局	○	社
○	第十一種郵便局	○	社
○	第十二種郵便局	○	社
○	第十三種郵便局	○	社
○	第十四種郵便局	○	社
○	第十五種郵便局	○	社
○	第十六種郵便局	○	社
○	第十七種郵便局	○	社
○	第十八種郵便局	○	社
○	第十九種郵便局	○	社
○	第二十種郵便局	○	社

イ 特定建設作業(騒音)に係る基準

区域区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85	午後7時~翌日午前7時	1日10時間	連続6日	日曜日、休日
第2号区域	85	午後10時~翌日午前6時	1日14時間	連続6日	日曜日、休日

(備考)
 ・ 第1号区域… 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 ・ 第2号区域… 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域
 ※ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線上における許容限度。
 ※ 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上表記載の時間未満4時間以上に短縮することを報告又は命令できる。

区域区分(騒音規制法)

特定工場等において発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	自動車騒音の要請限度	区域区分(色)
第1種	緑色	基準値 85db	緑色	a 区域	緑色
第2種	黄緑色		黄緑色	b 区域	黄緑色
第3種	黄色	第1号	黄色	c 区域	黄色
第4種	赤色	第2号	赤色		赤色



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の万分の1地図を複製したものである。(承認番号 甲16大規、第302号)